

## ○米子市駐車場条例

平成17年3月31日条例第146号

改正

平成17年7月25日条例第215号

平成18年3月29日条例第14号

平成22年3月26日条例第10号

平成24年3月28日条例第3号

平成25年12月25日条例第38号

## 米子市駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、米子市駐車場の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第5号に規定する駐車をいう。
- (2) 普通駐車 1回の入場及び出場を単位とする駐車をいう。
- (3) 定期駐車 1か月を単位とする駐車をいう。

(設置)

第3条 米子市駐車場を次のとおり設置する。

名称	位置
米子市万能町駐車場	米子市万能町87番地

(駐車の種類)

第4条 米子市駐車場（以下「駐車場」という。）における駐車の種類は、普通駐車及び定期駐車とする。

第5条 削除

(供用時間)

第6条 駐車場の供用時間は、24時間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の休止)

第7条 市長は、駐車場の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部について、その使用を休止することができる。

(使用許可)

第8条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第9条 市長は、駐車をさせようとする自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしないものとする。

- (1) 駐車場の構造上駐車をさせることができないものであるとき。
- (2) 駐車場の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、又は損傷するおそれがあるものであるとき。
- (3) 発火、引火又は爆発のおそれのあるものを積載しているとき。
- (4) 著しく悪臭を発するもの、保健衛生上有害と認められるもの又は毒物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物をいう。）若しくは劇物（同条第2項に規定する劇物をいう。）を積載しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるものであるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた駐車場の区画を駐車以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者若しくは代行者（定期駐車に係る使用者の依頼を受け、又は承諾を得て自動車を駐車場に入場させ、又は出場させる者をいう。以下同じ。）又はこれらの者が駐車をさせている自動車若しくは駐車をさせようとする自動車（以下この条において「駐車自動車」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、駐車場の使用を制限し、若しくは停止し、駐車場への入場を拒否し、又は駐車場からの退場を命ずることができる。

- (1) 使用者又は代行者が第8条第3項の条件に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用者又は代行者が第18条の規定に違反したとき（同条第2号の規定の適用に当たっては、過失による場合を除く。）。
- (4) 駐車自動車が第9条各号のいずれかに該当するものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者若しくは代行者がこの条例（これに基づく規則を含む。）に違反したとき、又は市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき。

(使用料)

第12条 駐車場の使用料は、別表第1のとおりとする。

(使用料の納付)

第13条 使用者は、前条に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 普通駐車に係る使用料は、自動車を駐車場から出場させる際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 定期駐車に係る使用料は、次条の定期駐車券の交付と同時に納付しなければならない。

(定期駐車券)

第14条 定期駐車をしようとする者は、あらかじめ、定期駐車券の交付を受けなければならない。

(回数駐車券)

第15条 普通駐車に係る使用料の納付に使用するため、回数駐車券を発行する。

- 2 回数駐車券の額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 回数駐車券は、その額面金額に相当する額の普通駐車に係る使用料の納付に使用することができる。
- 4 既に発行された回数駐車券は、払い戻さない。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第17条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、定期駐車の場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第18条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設等又は他の自動車を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 営業行為、演説、宣伝、募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる行為をすること。
- (5) 使用許可に係る自動車以外の自動車の駐車をさせること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(事故等による責任)

第19条 市は、駐車場に駐車をする自動車の汚損、損傷、滅失又は盗難について、その賠償の責めを負わない。ただし、その原因が市の責めに帰すると認められる場合は、この限りでない。

- 2 駐車場に入場する際に交付を受けた駐車券又は第14条の定期駐車券を提示する者に限り、当該駐車券に係る自動車又は定期駐車券に表示された自動車を駐車場から出場させることができる。この

場合において、当該駐車券又は定期駐車券を提示した者は、当該駐車券に係る自動車又は定期駐車券に表示された自動車を駐車場から出場させることについて、正当な権原を有している者とみなす。  
(損害賠償の義務)

第20条 使用者及び代行者は、駐車場の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第21条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 駐車場の運営に関すること。

(2) 駐車場の施設等の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

(指定管理者による供用時間の変更)

第22条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第6条に規定する供用時間を変更することができる。  
(指定管理者による使用許可)

第23条 指定管理者は、その業務として使用許可に関する事務を行うものとする。この場合において、第8条、第9条及び第11条の規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(米子駅前地下駐車場への適用)

第24条 第7条から第11条まで及び第18条から前条までの規定は、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（平成17年米子市条例第147号）第3条の米子駅前地下駐車場についても、適用する。この場合において、第19条第2項中「第14条の定期駐車券」とあるのは「米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（平成17年米子市条例第147号）第7条の定期券」と、「又は定期駐車券」とあるのは「又は定期券」と、第22条中「第6条に規定する供用時間」とあるのは「米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第5条に規定する入出場時間」とする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(普通駐車に係る使用許可に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に旧米子市駐車場条例（昭和63年米子市条例第11号）(これに基づく規則を含む。以下「旧例規」という。)の規定により普通駐車のための駐車場の使用許可を受けている者は、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の相当の規定による普通駐車のための駐車場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧例規の規定により交付を受けた駐車券は、この条例の相当の規定により交付を受けた駐車券とみなす。

(定期駐車に係る使用許可に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧例規の規定により定期駐車のための駐車場の使用許可を受けている者は、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の相当の規定による定期駐車のための駐車場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧例規の規定により交付を受けた定期駐車券は、この条例の相当の規定により交付を受けた定期駐車券とみなす。この場合において、この条例の相当の規定によるものとみなされる定期駐車券の有効期間は、旧例規の規定により交付を受けた定期駐車券に記載されている駐車期間の終期に満了するものとする。

(回数駐車券に関する経過措置)

4 旧例規の規定により従前の米子市が発行した回数駐車券は、この条例(これに基づく規則を含む。)の規定により市が発行した回数駐車券とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

5 附則第2項及び第3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧例規の規定によりされた処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧

例規の規定によりされている使用許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）に対するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後におけるこの条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の適用については、この条例の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 6 この条例の施行前に旧例規の規定により従前の米子市長に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の相当の規定により市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、この条例を適用する。

附 則（平成17年7月25日条例第215号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の米子市駐車場条例（以下「改正前の条例」という。）第15条第1項の規定により回数駐車券の発行を受け、当該回数駐車券の残券を保有する者の当該残券については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有するものとする。

- 3 普通駐車として、施行日前に駐車場に自動車を入場させ、施行日以後に駐車場から自動車を出場させる場合における当該普通駐車に係る使用料の算定については、当該入場した時刻から施行日の午前8時までの時間に限り、改正前の条例別表第1の規定を適用する。

附 則（平成22年3月26日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 前項の規定の施行前に同項の規定による改正前の米子市駐車場条例別表第2に定めるところにより発行された回数駐車券は、同項の規定の施行後においても、米子市駐車場条例第4条に規定する駐車場における普通駐車に係る使用料の納付に使用することができる。

附 則（平成24年3月28日条例第3号抄）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年12月25日条例第38号抄）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第7条 第20条の規定による改正後の米子市駐車場条例別表第1の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料については、なお従前の例による。

- 2 第20条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子市駐車場条例第15条第1項及び第2項並びに別表第2に定めるところにより発行された回数駐車券は、第20条の規定の施行後においても、米子市駐車場条例第3条の米子市駐車場における普通駐車に係る使用料の納付に使用することができる。

別表第1（第12条関係）

駐車の種類		駐車時間	単位	使用料の額
普通駐車	昼間駐車	午前8時から	1時間まで	210円
		午後9時まで	1時間を超える時間	160円
	夜間駐車	午後9時から	1時間につき	100円

	翌日の午前8時まで		
定期駐車	午前零時から 午後12時まで	1ヶ月につき	8,640円

備考

- 1 普通駐車の使用料は、自動車を駐車場に入場させた時刻から自動車を駐車場から出場させた時刻までの時間により算定する。この場合において、その時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 一の夜間駐車の駐車時間における使用料は、420円を限度とする。
- 3 昼間駐車から引き続いて夜間駐車をする場合における使用料の算定に当たっては、午後9時において当該昼間駐車の時間に1時間に満たない時間があるときは、当該1時間に満たない時間が1時間に至るまでは昼間駐車をしているものとみなして昼間駐車に係る使用料を適用し、当該1時間に満たない時間が1時間に至った後の時間については、夜間駐車に係る使用料を適用する。
- 4 夜間駐車から引き続いて昼間駐車をする場合における使用料の算定に当たっては、午前8時において当該夜間駐車の時間に1時間に満たない時間があるときは、当該1時間に満たない時間が1時間に至るまでは夜間駐車をしているものとみなして夜間駐車に係る使用料を適用し、当該1時間に満たない時間が1時間に至った後の時間については、昼間駐車に係る1時間を超える時間1時間に対する使用料を適用する。
- 5 定期駐車における1ヶ月とは、起算日の午前零時からその翌月における同日の応当日の前日の午後12時までをいう。
- 6 定期駐車に係る駐車をさせている中途において当該定期駐車の期間が満了した場合は、当該満了の時点で普通駐車に係る入場をしたものとみなして、使用料を算定する。

別表第2（第15条関係）

額面金額	発行の単位	代金
210円	1組11枚	2,100円

○米子市駐車場条例施行規則

平成17年3月31日規則第113号

改正

平成18年3月29日規則第10号

平成22年3月26日規則第5号

米子市駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市駐車場条例（平成17年米子市条例第146号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入出場の手続)

第2条 自動車を米子市駐車場（以下「駐車場」という。）に入場させようとする者は、駐車場の入口において、米子市駐車場駐車券（別記様式第1号。以下「普通駐車券」という。）の交付を受けなければならない。

2 自動車を駐車場から出場させようとする者は、駐車場の出口において、駐車券を提示の上、条例に定めるところによる使用料を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第1項の定期駐車券の交付を受けている者が自動車を駐車場に入場させ、又は駐車場から出場させようとするときは、当該定期駐車券を提示しなければならない。

(定期駐車券)

第3条 条例第14条の定期駐車券（以下「定期駐車券」という。）の様式は、別記様式第2号に定めるとおりとする。

2 定期駐車券の交付を受けようとする者は、米子市駐車場定期駐車券（変更）交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。交付を受けた定期駐車券の表示事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(回数駐車券)

第4条 条例第15条第1項の回数駐車券の様式は、別記様式第4号に定めるとおりとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第17条ただし書の規定により定期駐車に係る使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 定期駐車券に表示された自動車を他人に譲渡し、又は廃車し、自動車が滅失した等により、駐車場に駐車をする必要がなくなったとき。
- (2) 定期駐車券の交付を受けた者が、転出、死亡等により駐車場に駐車をできなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(駐車券の紛失)

第6条 普通駐車券又は定期駐車券を紛失し、損傷し、又は汚損した者は、米子市駐車場駐車券紛失等届出書（別記様式第5号）によりその旨を市長に届け出て、普通駐車券又は定期駐車券の再交付を受けなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による定期駐車券の再発行について準用する。

3 回数駐車券は、これを紛失し、損傷し、又は滅失した場合であっても、再交付はしないものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に米子市駐車場に普通駐車をさせている者に対し改正前の米子市駐車場条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第2条第1項の規定により交付されている普通駐車券は、当該普通駐車に係る自動車を米子市駐車場から出場させるまでの間は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に交付を受けている定期駐車券は、当該定期駐車券に記載された駐車期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

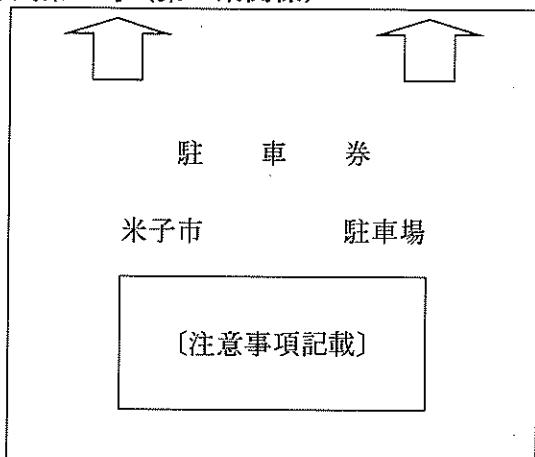
附 則（平成22年3月26日規則第5号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）



様式第2号（第3条関係）

（表面）

定期駐車券		
米子市	駐車場	
氏 名	有効期限	年 月 日
車両番号	発行No.	

（裏面）

[注意事項記載]
----------

様式第3号（第3条関係）

米子市駐車場定期駐車券（変更）交付申請書

年　月　日

米子市長　　様

住 所（所在地）

申請者 氏名（名称）  
（電話番号）

次のとおり、米子市駐車場定期駐車券の（変更）交付を受けたいので、申請します。

駐車場の名称		
定期駐車の期間		年　月　日から 年　月　日まで
駐車する自動車	車両番号	
	車種	
	車名	
	車色	
変更事項		

別記様式第4号（第4条関係）

回数駐車券	円券
米子市 駐車場	[注意事項記載]

様式第5号（第6条関係）

米子市駐車場駐車券紛失等届出書	
年 月 日	
米子市長	様
届出者 氏名（名称） （電話番号）	
住 所（所在地）	
米子市駐車場普通駐車券・定期駐車券を紛失等したので、届け出ます。	
駐車券の種類	普通駐車券・定期駐車券
紛失等の事由	紛失・損傷・汚損・その他（ ）
入場時間	年 月 日 午前・午後 時 分
摘要	

○米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例

平成17年3月31日条例第147号

改正

平成19年3月28日条例第25号

平成22年3月26日条例第10号

平成25年12月25日条例第38号

米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の2第1項の規定に基づき、米子駅前地下駐車場の駐車料金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車 法第2条第4項に規定する駐車をいう。
- (2) 普通駐車 1回の入場及び出場を単位とする駐車をいう。
- (3) 定期駐車 1か月を単位とする駐車をいう。

(駐車料金の徴収)

第3条 法第24条の2第1項の規定に基づき、米子市弥生町地内市道久米町末広町通り線上に設置された米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）に自動車を駐車させる者から、別表1に定める駐車料金（以下「駐車料金」という。）を徴収する。

(駐車の種類)

第4条 地下駐車場における駐車の種類は、普通駐車及び定期駐車とする。

(入出場時間)

第5条 自動車を地下駐車場に入場させ、又は地下駐車場から出場させることができる時間は、午前5時から午後12時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(駐車料金の納付)

第6条 普通駐車に係る駐車料金は、自動車を地下駐車場から出場させる際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 定期駐車に係る駐車料金は、次条の定期券の交付と同時に納付しなければならない。

(定期券)

第7条 定期駐車をしようとする者は、あらかじめ、定期券の交付を受けなければならない。

(回数券)

第8条 普通駐車に係る駐車料金の納付に使用するため、回数券を発行する。

2 回数券の種類は、定額回数券及び単位回数券とし、その額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。

3 定額回数券はその額面金額のうち使用残額に相当する額の範囲内の、単位回数券はその額面金額に相当する額の普通駐車に係る駐車料金の納付に使用することができる。

4 既に発行された回数券は、払い戻さない。

(駐車料金の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金の還付)

第10条 既に納付された駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車の場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された駐車料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(普通駐車に係る使用許可に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に旧米子市駐車場条例（昭和63年米子市条例第11号）第19条において適用する同条例第8条の規定により普通駐車のための地下駐車場の使用許可を受けている者は、米子市駐車場条例（平成17年米子市条例第146号）第22条において適用する同条例第8条の規定による普通駐車のための地下駐車場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（平成8年米子市条例第31号。以下「旧駐車料金徴収条例」という。）に基づく規則（以下「旧駐車料金徴収規則」という。）の規定により交付を受けた駐車券は、この条例に基づく規則の相当の規定により交付を受けた駐車券とみなす。

（定期駐車に係る使用許可に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に旧米子市駐車場条例第19条において適用する同条例第8条の規定により定期駐車のための地下駐車場の使用許可を受けている者は、米子市駐車場条例第22条において適用する同条例第8条の規定による定期駐車のための地下駐車場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧駐車料金徴収条例及び旧駐車料金徴収規則（以下「旧駐車料金徴収例規」と総称する。）の規定により交付を受けた定期券は、この条例及びこの条例に基づく規則（以下「新駐車料金徴収例規」と総称する。）の相当の規定により交付を受けた定期券とみなす。この場合において、当該新駐車料金徴収例規の相当の規定によるものとみなされる定期券の有効期間は、当該旧駐車料金徴収例規の規定により交付を受けた定期券に記載されている有効期間の終期に満了するものとする。

（回数券に関する経過措置）

4 旧駐車料金徴収例規の規定により従前の米子市が発行した回数券は、新駐車料金徴収例規の規定により市が発行した回数券とみなす。

（処分、申請等に関する経過措置）

5 附則第2項及び第3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧駐車料金徴収例規の規定若しくは旧米子市駐車場条例第19条において適用する同条例の関係規定（以下「旧駐車場条例適用規定」という。）によりされた処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧駐車料金徴収例規の規定若しくは旧駐車場条例適用規定によりされている使用許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）に対するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における新駐車料金徴収例規の規定及び米子市駐車場条例第22条において適用する同条例の関係規定（以下「新駐車場条例適用規定」という。）の適用については、新駐車料金徴収例規又は新駐車場条例適用規定の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

6 この条例の施行前に旧駐車場条例適用規定により従前の米子市長に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、新駐車場条例適用規定により市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、新駐車場条例適用規定を適用する。

（駐車料金に関する経過措置）

7 この条例の施行前において旧駐車料金徴収条例の規定により納付すべきであった駐車料金については、なお従前の例による。

（損害賠償に関する経過措置）

8 この条例の施行前にした行為により生じた地下駐車場の施設、設備又は器具の損害に対する賠償の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月28日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1普通駐車の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に米子駅前地下駐車場に自動車を入場させ、施行日以後に米子駅前地下駐車場から自動車を出場させる場合における当該普通駐車に係る駐車料金の算定についても適用する。

3 改正後の条例別表第1定期駐車の項の規定のうち特定区画の駐車料金の額の部分は、施行日以後の日を初日として期間を定めた特定区画における定期駐車に係る駐車料金について適用する。

附 則（平成22年3月26日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例別表第1の普通駐車の項並びに同表の備考第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第3条に規定する地下駐車場（以下単に「地下駐車場」という。）に入場させる自動車の普通駐車について適用し、同日前に地下駐車場に入場させた自動車の普通駐車については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例別表第2に定めるところにより発行された単位回数券は、この条例の施行後においても、地下駐車場における普通駐車に係る駐車料金の納付に使用することができる。

(米子市駐車場条例の一部改正)

4 米子市駐車場条例（平成17年米子市条例第146号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(米子市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定の施行前に同項の規定による改正前の米子市駐車場条例別表第2に定めるところにより発行された回数駐車券は、同項の規定の施行後においても、米子市駐車場条例第4条に規定する駐車場における普通駐車に係る使用料の納付に使用することができる。

附 則（平成25年12月25日条例第38号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 第21条の規定による改正後の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例別表第1の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する駐車料金について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する駐車料金については、なお従前の例による。

2 第21条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第8条第1項及び第2項並びに別表第2に定めるところにより発行された単位回数券は、第21条の規定の施行後においても、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例第3条に規定する地下駐車場における普通駐車に係る駐車料金の納付に使用することができる。

別表第1（第3条関係）

駐車の種類	駐車時間	単位	駐車料金の額
普通駐車	午前8時から午後6時まで	30分につき	100円。ただし、入場から30分以内は、無料
	午前5時から午前8時まで及び午後6時から午後12時まで	1時間につき	
	午前零時から午前5時まで		無料
定期駐車	午前零時から午後12時まで	1か月につき	12,960円（特定区画については、10,800円）
	午後4時から翌日の午前10時まで		8,640円

備考

- 1 普通駐車の駐車料金は、自動車を地下駐車場に入場させた時刻から自動車を地下駐車場から出場させた時刻までの時間により、一の営業時間（第5条に規定する時間をいう。以下同じ。）ごとに算定する。
- 2 一の営業時間において、昼間駐車の時間（入場から30分以内の時間を除く。）に30分未満の端数があるときのその端数は、30分とする。
- 3 一の営業時間において、夜間駐車の時間（入場から30分以内の時間を除く。）に1時間未満の端数があるときのその端数は、1時間とする。

- 4 普通駐車に係る駐車料金は、自動車を地下駐車場に入場させた時刻から24時間までの時間及び以後の24時間ごとに、1,540円を限度額とする。
- 5 昼間駐車から引き続いて夜間駐車をする場合における駐車料金の算定に当たっては、午後6時において当該昼間駐車の時間に30分に満たない時間があるときは、当該30分に満たない時間が30分に至るまでは昼間駐車をしているものとみなして昼間駐車に係る駐車料金の額を適用し、当該30分に満たない時間が30分に至った後の時間については、夜間駐車に係る駐車料金の額を適用する。
- 6 夜間駐車から引き続いて昼間駐車をする場合における駐車料金の算定に当たっては、午前8時において当該夜間駐車の時間に1時間に満たない時間があるときは、当該1時間に満たない時間が1時間に至るまでは夜間駐車をしているものとみなして夜間駐車に係る駐車料金の額を適用し、当該1時間に満たない時間が1時間に至った後の時間については、昼間駐車に係る駐車料金の額を適用する。
- 7 定期駐車における1か月とは、起算日の午前零時からその翌月における同日の応当日の前の午後12時までをいう。
- 8 特定区画とは、その利用条件を勘案し、定期駐車の用に供するものとして市長が特に指定した区画をいう。
- 9 定期駐車に係る駐車をさせている中途において当該定期駐車の期間が満了した場合は、当該満了の時点で普通駐車に係る入場をしたものとみなして、駐車料金を算定する。

別表第2（第8条関係）

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金
定額回数券	3,300円	1枚	3,000円
	5,500円	1枚	5,000円
	11,000円	1枚	10,000円
単位回数券	100円	1組11枚	1,000円

○米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則

平成17年3月31日規則第114号

米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（平成17年米子市条例第147号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入出場の手続）

第2条 自動車を米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）に入場させようとする者は、地下駐車場の入口において、米子駅前地下駐車場駐車券（別記様式第1号。以下「駐車券」という。）の交付を受けなければならない。

2 自動車を地下駐車場から出場させようとする者は、地下駐車場の出口において、駐車券を提示の上、駐車料金を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第1項の定期券の交付を受けている者が自動車を地下駐車場に入場させ、又は地下駐車場から出場させようとするときは、当該定期券を提示しなければならない。（定期券）

第3条 条例第7条の定期券（以下「定期券」という。）の様式は、別記様式第2号に定めるとおりとする。

2 定期券の交付を受けようとする者は、米子駅前地下駐車場定期券（変更）交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。交付を受けた定期券の表示事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（回数券）

第4条 条例第8条第1項の回数券の様式は、別記様式第4号に定めるとおりとする。

（駐車料金の還付）

第5条 条例第10条ただし書の規定により定期駐車に係る駐車料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）定期券に表示された自動車を他人に譲渡し、又は廃車し、自動車が滅失した等により、地下駐車場に駐車をする必要がなくなったとき。

（2）定期券の交付を受けた者が、転出、死亡等により地下駐車場に駐車をできなくなつたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（駐車券等の紛失）

第6条 駐車券又は定期券を紛失し、損傷し、又は汚損した者は、米子駅前地下駐車場駐車券・定期券紛失等届出書（別記様式第5号）によりその旨を市長に届け出て、駐車券又は定期券の再交付を受けなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による定期券の再交付について準用する。

3 回数券は、これを紛失し、損傷し、又は汚損した場合であっても、再発行はしないものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

(表面)

折り曲げないでください。



米子駅前地下駐車場  
駐車券

(営業時間 午前5時から午後12時まで)

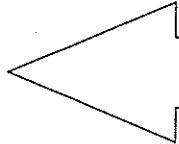
営業時間以外は、車の入場及び出場はできません。

(裏面)

1 この券は、折り曲げたり、磁気に近付けたりしないで、出場時まで大切に保管してください。

2 駐車場内での事故、盗難等については、一切責任を負いません。

様式第2号（第3条関係）



定期券

No. \_\_\_\_\_ 車両No. \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

有効期間 年 月 日まで

米子駅前地下駐車場

様式第3号（第3条関係）

米子駅前地下駐車場定期券（変更）交付申請書

年　月　日

米子市長　　様

申請者　住所（所在地）

氏名（名称）  
(電話番号)

次のとおり、米子駅前地下駐車場定期券の（変更）交付を受けたいので、申請します。

定期駐車の期間		年 年	月 月	日 日	から まで
駐車する自動車	車両番号				
	車種				
	車名				
	車色				
変更事項					

様式第4号（第4条関係）

(1) 定額回数券

(表面)

	米子駅前地下駐車場 回数券 円相当分	
発売額	円	(定額)

(裏面)

- 1 この券は、折り曲げたり、磁気に近付けたりしないでください。
- 2 この券は、払戻しはしません。また、紛失しても、再発行しません。

(2) 単位回数券

(表面)

	米子駅前地下駐車場 回数券 <hr/> 円券	
(単位)		

(裏面)

- 1 この券は、折り曲げたり、磁気に近付けたりしないでください。
- 2 この券は、払戻しはしません。また、紛失しても、再発行しません。
- 3 この券は、表面記載の金額としてのみ使用できますので、精算時に余りが生じても、釣銭は出ません。
- 4 この券は、現金又は他の回数券と併用することができます。

様式第5号（第6条関係）

米子駅前地下駐車場駐車券・定期券紛失等届出書

年　月　日

米子市長　　様

届出者　住所（所在地）

氏名（名称）

（電話番号　　）

米子駅前地下駐車場駐車券・定期券を紛失等したので、届け出ます。

駐車券等の種類	駐　　車　　券　　・　　定　　期　　券
紛失等の事由	紛失　・　損傷　・　汚損　・　その他（　　）
入　場　時　間	年　月　日　　午前・午後　　時　分
摘要	

## ○米子駅前地下駐輪場管理条例

平成17年3月31日条例第148号

改正

平成17年7月25日条例第215号

平成18年12月25日条例第53号

平成19年3月28日条例第8号

平成22年3月26日条例第11号

平成24年3月28日条例第3号

平成25年12月25日条例第38号

## 米子駅前地下駐輪場管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、米子駅前地下駐輪場の管理に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等　自転車又は原動機付自転車をいう。
- (2) 駐輪　自転車等の運転者が、当該自転車等を離れて継続的に停止させることをいう。
- (3) 一時駐輪　1回の入場及び出場を単位とする駐輪をいう。
- (4) 定期駐輪　1か月を単位とする駐輪をいう。

(保管料金の徴収)

第3条 道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、米子市弥生町地内市道久米町末広町通り線上に設置された米子駅前地下駐輪場（以下「駐輪場」という。）に自転車等の駐輪をする者から、当該自転車等を保管することにつき、別表第1に定める保管料金（以下「保管料金」という。）を徴収する。

(駐輪の種類)

第4条 駐輪場における駐輪の種類は、一時駐輪及び定期駐輪とする。

2 一時駐輪の期間は、連続して10日を限度とする。ただし、あらかじめ10日を超えて一時駐輪をさせることを申し出た場合は、この限りでない。

(入出場時間)

第5条 自転車等を駐輪場に入場させ、又は駐輪場から出場させることができる時間は、午前5時から午後12時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(駐輪の許可)

第6条 駐輪場に自転車等の駐輪をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(許可の制限)

第7条 市長は、駐輪をさせようとする自転車等が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項又は第2項の許可をしないものとする。

- (1) 駐輪場の構造上駐輪をさせることができないとき。
- (2) 駐輪場の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐輪場の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）又は利用者が駐輪をしようとする自転車等が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し当該許可を取り消し、又は自転車等を駐輪場に入場させることを拒み、若しくは駐輪場から出場させることを命ずることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

- (2) 第14条の規定に違反したとき(同条第2号の規定の適用に当たっては、過失による場合を除く。)。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は市長が駐輪場の管理上必要があると認めたとき。

(保管料金の納付)

第9条 一時駐輪に係る保管料金は、自転車等を駐輪場から出場させる際に納付しなければならない。  
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 定期駐輪に係る保管料金は、次条の定期駐輪券の交付と同時に納付しなければならない。

(定期駐輪券)

第10条 定期駐輪をしようとする者は、あらかじめ、定期駐輪券の交付を受けなければならぬ。  
(回数駐輪券)

第10条の2 一時駐輪に係る保管料金の納付に使用するため、回数駐輪券を発行する。

2 回数駐輪券の額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。

3 回数駐輪券は、その額面金額に相当する額の一時駐輪に係る保管料金の納付に使用することができる。

4 既に発行された回数駐輪券は、払い戻さない。

(保管料金の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保管料金を減額し、又は免除することができる。  
(保管料金の還付)

第12条 既に納付された保管料金は、還付しない。ただし、定期駐輪の場合であつて、市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された保管料金の全部又は一部を還付することができる。  
(施錠の義務等)

第13条 利用者は、駐輪場に自転車等の駐輪をしようとするときは、当該自転車等に施錠しなければならない。

2 市長は、駐輪場に施錠されていない自転車等の駐輪がされている場合において、駐輪場の管理上必要があると認めるときは、当該自転車等に施錠することができる。

(禁止行為)

第14条 駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、あらかじめ市長の許可を受けた場合にあっては、この限りでない。

- (1) 他の自転車等の駐輪を妨げること。
- (2) 駐輪場の施設等又は他の自転車等を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 営業行為、演説、宣伝、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる行為をすること。
- (5) 第6条第1項又は第2項の許可に係る自転車等以外の自転車等を駐輪させること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐輪場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(事故等による責任)

第15条 市は、駐輪場に駐輪をする自転車等の汚損、損傷、滅失又は盗難について、その賠償の責めを負わない。ただし、その原因が市の責めに帰すると認められる場合は、この限りでない。

2 駐輪場に入場する際に交付を受けた一時駐輪券を提出し、又は第10条の定期駐輪券を提示する者に限り、当該一時駐輪券又は定期駐輪券に表示された自転車等を駐輪場から出場させることができる。この場合において、当該一時駐輪券を提出し、又は定期駐輪券を提示した者は、当該一時駐輪券又は定期駐輪券に表示された自転車等を駐輪場から出場させることについて、正当な権原を有している者とみなす。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、駐輪場の施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐輪場の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 駐輪場の運営に関すること。
- (2) 駐輪場の施設等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐輪場の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

（指定管理者による入出場時間の変更）

第18条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第5条に規定する入出場時間を変更することができる。  
（指定管理者による許可）

第19条 指定管理者は、その業務として第6条の規定による許可に関する事務を行うものとする。この場合において、同条から第8条までの規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。  
（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。  
（一時駐輪に係る使用許可に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に旧米子駅前地下駐輪場管理条例（平成8年米子市条例第33号）（これに基づく規則を含む。以下「旧例規」という。）の規定により一時駐輪のための駐輪場の使用許可を受けている者は、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の相当の規定による一時駐輪のための駐輪場の使用許可を受けたものとみなし、その者が旧例規の規定により交付を受けた一時駐輪券及び一時駐輪札は、それぞれこの条例の相当の規定により交付を受けた一時駐輪券及び一時駐輪札とみなす。  
（定期駐輪に係る使用許可に関する経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に旧例規の規定により定期駐輪のための駐輪場の使用許可を受けている者は、この条例（これに基づく規則を含む。次項において同じ。）の相当の規定による定期駐輪のための駐輪場の使用許可を受けたものとみなす。
- 4 前項の場合において、旧例規の規定により交付された定期駐輪券及び定期駐輪シールは、それぞれこの条例の相当の規定により交付された定期駐輪券及び定期駐輪シールとみなす。  
（処分、申請等に関する経過措置）
- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧例規の規定によりされた処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧例規の規定によりされている使用許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）に対するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後におけるこの条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の適用については、この条例の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 6 この条例の施行前に旧例規の規定により従前の米子市長に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の相当の規定により市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、この条例を適用する。  
（保管料金に関する経過措置）
- 7 この条例の施行前において旧例規の規定により納付すべきであった保管料金については、なお従前の例による。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 8 この条例の施行前にした行為により生じた損害に対する賠償の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年7月25日条例第215号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条並びに次項、附則第5項及び第6項の規定は平成22年4月1日から、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定は、同条の規定の施行の日以後に米子駅前地下駐輪場管理条例第3条に規定する駐輪場（以下この項において単に「駐輪場」という。）に入場させる自転車の一時駐輪について適用し、同日前に駐輪場に入場させた自転車の一時駐輪については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、同条の規定の施行の日（以下この項及び次項において「第2条施行日」という。）以後の日をその有効期間の初日として許可をする定期駐輪について適用し、同条の規定の施行前にその有効期間の末日を第2条施行日以後の日として許可を受けた定期駐輪については、なお従前の例による。

- 4 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1に定める一般の区分により定期駐輪の許可を受けた者であって、第2条施行日から当該定期駐輪の許可の有効期間の末日までの間継続して改正後の条例別表第1の備考第6項に規定する学生であるものについては、当該定期駐輪の許可の有効期間が満了するまでの間は、同表に定める定期駐輪の学生の区分に係る規定は、適用しない。

- 5 第2条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第1に規定する定期駐輪（同条の規定の施行の日以後の日をその有効期間の初日とするものに限る。）の許可は、同条の規定の施行前であっても、受けることができる。この場合においては、当該定期駐輪に係る同表に規定する保管料金を納付しなければならない。

- 6 第2条の規定の施行前に次の表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1に定める定期駐輪の許可（当該定期駐輪の有効期間の末日が同条の規定の施行の日以後であるものに限る。以下「現定期駐輪許可」という。）を受けた者が、同表の中欄に掲げる改正後の条例別表第1に定める定期駐輪の許可（以下「改正後の条例による定期駐輪許可」という。）を希望する旨を申し出、当該改正後の条例による定期駐輪許可の区分に応じ、同表の右欄に定める金額を納付した場合においては、当該現定期駐輪許可の有効期間を、当該希望する改正後の条例による定期駐輪許可の有効期間の初日を当該現定期駐輪許可の有効期間の初日と同一の日としたならば当該希望する改正後の条例による定期駐輪許可の有効期間の末日となる日まで延長するものとする。

現定期駐輪許可の区分	改正後の条例別表第1に定める定期駐輪の許可の区分	納付金額	
一般	3か月につき	一般	3,360円
		一般（平日昼間）	2,500円
		学生	2,100円
	6か月につき	一般	6,360円
		一般（平日昼間）	5,020円
		学生	4,390円
高校生以下	3か月につき	一般	3,870円
		一般（平日昼間）	3,010円
		学生	2,610円
	6か月につき	一般	6,870円

	一般（平日昼間）	5,530円
	学生	4,900円

附 則（平成24年3月28日条例第3号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年12月25日条例第38号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表（米子市淀江和傘伝承施設条例

（平成17年米子市条例第134号）第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第8条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市勤労者体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第12条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第14条第1項の規定による改正後の米子市南公園墓地条例別表第2の規定、第15条の規定による改正後の米子市北公園墓地条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江墓苑条例別表第2の規定、第17条第1項の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表（米子市準用河川占用料徴収条例（平成17年米子市条例第137号）第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第19条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後の米子駅前地区自転車等の放置防止に関する条例第8条第1項の規定、第26条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第28条の規定による改正後の米子市伯耆古代の丘公園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第31条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第32条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定、第35条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2の規定、第36条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定並びに第38条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は手数料（その名称にかかわらず、これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

種別	駐輪の種類	単位	保管料金の額
自転車	一時駐輪	入出場1回につき	100円。ただし、入場から30分以内は、無料
	定期駐輪	1か月につき	一般 2,060円
			一般（平日昼間） 1,720円
			学生 1,570円
		3か月につき	一般 5,560円
			一般（平日昼間） 4,670円
			学生 4,260円
		6か月につき	一般 8,640円

		一般（平日昼間）	7,260円
		学生	6,620円
原動機付自転車	一時駐輪	入出場1回につき	160円
	定期駐輪	1か月につき	2,410円

備考

- 1 一時駐輪における入出場1回とは、同一の日において1回の入場及び出場をすることをいう。
- 2 一時駐輪の期間が2日以上にわたる場合には、入場の日から出場の日までの日数を入出場の回数とする。
- 3 定期駐輪において「1か月」とは起算日の午前零時からその翌月における当該起算日に応当する日の前日の午後12時までをいい、「3か月」とは起算日の午前零時からその3か月後の月における当該起算日に応当する日の前日の午後12時までをいい、「6か月」とは起算日の午前零時からその6か月後の月における当該起算日に応当する日の前日の午後12時までをいう。
- 4 「一般（平日昼間）」の区分による定期駐輪の許可を受けた者は、平日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前5時から午後12時までの間に限り当該許可に係る自転車の駐輪を行うことができ、「一般（平日昼間）」の区分による定期駐輪の許可を受けた者であっても、自転車を駐輪場に入場させた日と同一の日に当該自転車を駐輪場から出場させない場合は、この表の備考第2項の規定を適用して算出した額から100円を減じて得た額の保管料金の額を納付しなければならない。
- 5 定期駐輪に係る駐輪をさせている中途において当該定期駐輪の期間が満了した場合は、当該満了の時点で一時駐輪に係る入場をしたものとみなして、保管料金の額を算定する。
- 6 この表において「学生」とは学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下この項において同じ。）又は学校以外の教育施設若しくは学校教育に類する教育を行うもので市長が適当と認めるものに通う者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。

別表第2（第10条の2関係）

額面金額	発行の単位	代金
100円	1組11枚綴り	1,000円

○米子駅前地下駐輪場管理条例施行規則

平成17年3月31日規則第115号

改正

平成19年3月28日規則第19号

平成22年4月19日規則第11号

米子駅前地下駐輪場管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子駅前地下駐輪場管理条例（平成17年米子市条例第148号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入出場の手続)

第2条 自転車等を米子駅前地下駐輪場（以下「駐輪場」という。）に入場させようとする者は、駐輪場の入口において、米子駅前地下駐輪場一時駐輪券（別記様式第1号。以下「一時駐輪券」という。）及び一時駐輪札（別記様式第2号。以下「一時駐輪札」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた一時駐輪札は、自転車等の駐輪をさせる際に、当該自転車等のハンドルに取り付けなければならない。

3 自転車等を駐輪場から出場させようとする者は、駐輪場の出口において、一時駐輪券及び一時駐輪札を係員に提出の上、保管料金を納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、次条第1項の定期駐輪券の交付を受けている者が自転車等を駐輪場に入場させ、又は駐輪場から出場させようとするときは、当該定期駐輪券を係員に提示しなければならない。

(定期駐輪券)

第3条 条例第10条の定期駐輪券（以下「定期駐輪券」という。）の様式は、別記様式第3号に定めるとおりとする。

2 定期駐輪券の交付を受けようとする者は、米子駅前地下駐輪場定期駐輪券（変更）交付申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。交付を受けた定期駐輪券の表示事項を変更しようとする場合も、同様とする。

3 定期駐輪券を交付する場合には、併せて定期駐輪シール（別記様式第5号。以下「定期駐輪シール」という。）を交付する。

4 前項の規定により交付を受けた定期駐輪シールは、駐輪をさせようとする自転車等の後部泥よけその他の見やすい位置にはり付けなければならない。

(回数駐輪券)

第4条 条例第10条の2第1項の回数駐輪券の様式は、別記様式第6号に定めるとおりとする。

(保管料金の還付)

第5条 条例第12条ただし書の規定により定期駐輪に係る保管料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 定期駐輪券に表示された自転車等を他人に譲渡し、又は廃車し、自転車等が滅失した等により、駐輪場に駐輪をする必要がなくなったとき。

(2) 定期駐輪券の発行を受けた者が、転出、死亡等により駐輪場に駐輪をすることができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第12条ただし書の規定による定期駐輪に係る保管料金の還付を受けようとする者は、米子駅前地下駐輪場定期駐輪保管料金還付申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 定期駐輪券

(2) 定期駐輪シール

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(駐輪券等の紛失等)

第6条 一時駐輪券、定期駐輪券又は定期駐輪シールを紛失し、損傷し、又は汚損した者は、米子駅前地下駐輪場駐輪券等紛失等届出書（別記様式第8号）によりその旨を市長に届け出て、これらの再交付を受けなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による定期駐輪券又は定期駐輪シールの再交付について準用する。

#### 附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第19号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月19日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別記

様式第1号（第2条関係）

（1枚目）

（表面）

米子駅前地下駐輪場一時駐輪券		No.		
区分	自転車・原動機付自転車			
入場日時	月	日	時	分
出場の際、この券を係員に提出し、保管料金を納付してください。				
(入出場時間) 午前5時から午後12時まで				

（裏面）

(注意事項)	
1 保管料金（入出場1回につき）	
自 転 車	円
原動機付自転車	円
駐輪の期間が2日以上にわたる場合は、入場から出場までの日数を入出場の回数とします。	
2 連続して駐輪できる期間は、10日を限度とします。10日を超えて駐輪する場合は、その旨を申し出てください。	

（2枚目）

米子駅前地下駐輪場一時駐輪券		No.		
(控)				
区分	自転車・原動機付自転車			
入場日時	月	日	時	分
出場日時	月	日	時	分
保管料金	円			

（3枚目）

米子駅前地下駐輪場 保管料金領収書		No.		
区分	自転車・原動機付自転車			
入場日時	月	日	時	分
出場日時	月	日	時	分
保管料金	円			
上記のとおり、領収しました。				
領収日付印				

様式第2号（第2条関係）

○ (番号) 米子駅前地下駐輪場
------------------------

様式第3号（第3条関係）

米子駅前地下駐輪場 定期駐輪券		整理番号	No.
種類	自転車・原動機付自転車	氏名	
区分	一般・一般（平日昼間）・学生		
有効期限	年 月 日		
入場及び出場の際、この券を係員に提示してください。 入場及び出場ができる時間は、午前5時から午後12時までです。 年 月 日 米子市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			

様式第4号（第3条関係）

米子駅前地下駐輪場定期駐輪券（変更）交付申請書			
年 月 日			
米子市長	様	申請者 住所（所在地） 氏名（名称） (電話番号 )	
次のとおり、米子駅前地下駐輪場定期駐輪券の（変更）交付を受けたいので、申請します。			
自転車等の種類	自 転 車 • 原動機付自転車		
区 分	一般 • 一般（平日昼間）・学生（学校等の名称）		
駐 輪 期 間	年	月	日から 年 月 日まで
変 更 事 項			

様式第5号（第3条関係）

定期駐輪  
(自転車・原動機付自転車)

有効期限

年 月 日

整理番号 No.

米子駅前地下駐輪場

様式第6号（第4条関係）

No.

米子駅前地下駐輪場  
回数駐輪券

領收書

領収金額 1,000円

米子駅前地下駐輪場回数  
駐輪券代金として、上記の  
金額を領収しました。

領収日付印

米子駅前地下駐輪場 No.  
回数駐輪券

100円

11

米子駅前地下駐輪場 No.  
回数駐輪券

100円

10

米子駅前地下駐輪場 No.  
回数駐輪券

100円

1

様式第7号（第5条関係）

米子駅前地下駐輪場定期駐輪保管料金還付申請書

年　月　日

米子市長　　様

申請者　住所（所在地）  
氏名（名称）　（印）  
（電話番号　　）

次のとおり、米子駅前地下駐輪場の定期駐輪に係る保管料金の還付を受けたいので、申請します。

自転車等の種類	自　　転　　車　　・　　原動機付自転車
区　　分	一　般　・　一般（平日昼間）・学生（学校等の名称　　）
駐　輪　期　間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
還付に係る期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
還付を受けようとする理由	

※ 印章がない場合は、自筆で署名してください。

様式第8号（第6条関係）

米子駅前地下駐輪場駐輪券等紛失等届出書

年　月　日

米子市長　　様

届出者　住所（所在地）

氏名（名称）

（電話番号　　）

米子駅前地下駐輪場駐輪券等の紛失等をしたので、届け出ます。

駐輪券等の種類	一時駐輪券　・　定期駐輪券　・　定期駐輪シール
紛失等の事由	紛失　・　損傷　・　汚損　・　その他（　　）
入　場　時　間	年　月　日　午前・午後　　時　　分

○米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の利用に関する標識の設置に関する条例

平成24年12月26日条例第29号

米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の利用に関する標識の設置に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の3の規定に基づき、米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）の駐車料金及び米子駅前地下駐輪場（以下「地下駐輪場」という。）の保管料金、地下駐車場及び地下駐輪場の入出場時間その他地下駐車場及び地下駐輪場の利用に関する事項を表示する標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（米子駅前地下駐車場の利用に関する標識）

第2条 法第24条の3の規定により地下駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（平成17年米子市条例第147号。以下「駐車料金条例」という。）別表第1に規定する駐車料金の額
- (2) 駐車料金の納付に使用するために発行する回数券の額面金額、発行の単位及び代金
- (3) 駐車料金条例第5条に規定する入出場時間
- (4) 駐車料金の納付方法
- (5) 割増金の徴収に関する注意事項
- (6) 地下駐車場に駐車することができる自動車の規格
- (7) 地下駐車場の利用に当たっての注意事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地下駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、地下駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

（米子駅前地下駐輪場の利用に関する標識）

第3条 法第24条の3の規定により地下駐輪場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 米子駅前地下駐輪場管理条例（平成17年米子市条例第148号。以下「駐輪場条例」という。）別表第1に規定する保管料金の額
- (2) 保管料金の納付に使用するために発行する回数駐輪券の額面金額、発行の単位及び代金
- (3) 駐輪場条例第5条に規定する入出場時間
- (4) 保管料金の納付方法
- (5) 割増金の徴収に関する注意事項
- (6) 地下駐輪場の利用に当たっての注意事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地下駐輪場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、地下駐輪場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。